

第5部 南海トラフ地震対策

第1章 対策の方針

第1節 南海トラフ地震対策の考え方（災害対策・危機管理課）

国は、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした被害想定を平成24年に公表した。東京都においても、この結果を検証し、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、市区町村単位でのきめ細やかな防災対策に資するため、より詳細な建物データ等をもとに実態に即した検討を進めてきた。その結果、平成25年に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書」として公表し、さらなる検討を反映の上、「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書として内容の更新を図った。

東京都が算出した被害想定によると、区内の震度分布・液状化危険度分布については第1章に示す首都直下地震等の想定結果より低く、津波に伴い河川敷は浸水するが、住宅地等は浸水しない。そのため、区においては南海トラフ地震への備えとして、これまでの震災対策の取り組みを推進していくこととする。

なお、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。そのため、本計画では発表される情報及び区民・地域防災組織・事業者がとるべき行動について定め、その他対策はすべて「震災対策編第1～3部」に準拠することとする。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報等

第1節 南海トラフに関連する情報（災害対策・危機管理課）

○南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された以上な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された以上な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。

○南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内^{※1} マグニチュード 6.8 以上^{※2} の地震^{※3} が発生 ・1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内^{※1} において、モーメントマグニチュード^{※4} 7.0 以上の地震^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さをもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象（災害対策・危機管理課）

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、半割れケースという）

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まった場合である。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、一部割れケースという）

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合である。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上mM8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という）

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合である。

第3章 区民・事業所等のとるべき措置

第1節 区民のとるべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時

- (1) 日ごろから出火の防止に努める。
 - ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
 - イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
 - ウ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。
- (2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。
- (3) 家具類の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。
 - ア タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。
 - イ 家具の上に物を置かないようにする。
 - ウ 窓ガラスの古いパテは取替える。
 - エ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。
- (4) ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。
- (5) 食料や非常持出品を準備しておく。
 - ア 家族が必要とする3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。
 - イ 三角巾、絆創膏等の医薬品を備蓄しておく。
 - ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。
 - エ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備える。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア 地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- (1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。
 - ア テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
 - イ 都・区・警察・消防等、防災機関の情報に注意する。
 - ウ あわてた行動をとらないようにする。
 - エ デマに惑わされず、買占め等の行動は行わないようにする。
- (2) 電話の使用を自粛する。
役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- (3) 自動車の利用を自粛する。
- (4) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気用具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ウ ガスメーターコックの位置を確認する。
 - エ 使用中の電気器具(テレビ・ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
 - オ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - カ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (5) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
- (6) 家具の転倒防止措置を確認する。
棚の中の重い物をおろす。
- (7) ブロック塀等を点検する。
- (8) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片づける。
- (9) 飲料水のくみおきをする。
- (10) 食料、医薬品、防災用品を確認する。
- (11) 火に強く、なるべく動きやすい服装を用意しておく。
- (12) 幼児・児童の行動に注意する。
 - ア 幼児・児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - イ 幼児・児童・生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用はできるだけ避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

第2節 地域防災組織のとるべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時

- (1) 組織の役割分担を明確にする。
- (2) 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- (3) 地区内の危険箇所(崖、ブロック塀等)を把握する。
- (4) 情報の伝達体制を確立する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- (1) テレビ・ラジオの情報に注意する。
- (2) 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。
- (3) 地域防災組織本部がすぐに設置できるよう準備を行う。
- (4) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 高齢者や病弱者等の要配慮者の安全に配慮する。
- (7) 崖地、ブロック塀等の付近で遊ばないように、幼児・児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保、並びに調達方法の確認を行う。

3 地域防災組織が結成されていない地域

町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規程及びその他の規程等を含む）に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとする。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- (1) 東京都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- (2) 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- (3) 責任者の在・不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- (4) 他の防災又は保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- (5) 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- (1) 消防計画等に基づき、自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警備体制を確認する。
- (2) テレビ・ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に注意する。
- (3) 指示・案内等にあたっては、予想震度施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客・従業員等が適正な行動がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全確保に留意する。
- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を続ける。
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル、地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
- (6) 建築物の防火又は、避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・市町村・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救援資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。

- (11) 建築工事、隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従事者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。
ただし、近距離通勤(通学)者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。